

給付制限の適用除外

I. 以下の要件1から6の「特別な事情」に該当する場合は給付制限が免除されます。

要件	確認基準	確認書類
1 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき	給付制限処分開始日の属する月の前1年以内に、次のいずれかに該当した場合 1 住宅の全壊（焼）又は流出 2 住宅の半壊（焼） 3 床上（床下）浸水 4 家財の2分の1以上の損害	1 罹災証明書（東京消防庁発行） 2 被災証明書（武蔵野市発行）
2 生計維持者の死亡又は重大な障害若しくは長期入院により、世帯の収入が著しく減少したとき	給付制限処分開始日の属する年の合計所得見込額がその前年の合計所得金額に比べ、2分の1以下に減少し、かつ当該合計所得見込額が200万未満である場合	1 死亡診断書 2 障害認定等 3 病気診断書（入院・障害） 4 住民基本台帳の記録確認 5 その他事実が証明できる書類
3 生計維持者の失業、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失等により、世帯の収入が著しく減少したとき	給付制限処分開始日の属する年の合計所得見込額がその前年の合計所得金額に比べ、2分の1以下に減少し、かつ当該合計所得見込額が200万未満である場合	1 失業給付等の受給を証明できる書類 2 雇用計画書、解雇通知書、退職証明書等 3 会社等の登記簿謄本 4 営業廃止届出（保健所提出） 5 税の申告書 6 その他事実が証明できる書類
4 干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作その他これに類する理由により、世帯の収入が著しく減少したとき	給付制限処分開始日の属する年の合計所得見込額がその前年の合計所得金額に比べ、2分の1以下に減少し、かつ当該合計所得見込額が200万未満である場合	農業共済制度による災害認定等
5 生活保護法による被保護者であること（納期限において生活扶助を受けていなかった場合に限	給付制限処分開始日において、生活保護法による被保護者であること	1 生活保護受給証明書 2 現在の事実が証明できる帳簿等
6 生活保護法による要保護者であること	給付制限処分開始日において、生活保護法による要保護者であること	1 境界層該当証明書（福祉事務所長発行）

*要件6は「保険給付額減額等」のみ適用されます。

II. 以下の医療給付を受けている場合は「支払方法変更」のみ免除されます。

- (1) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一般疾病医療費の支給
- (2) 予防接種法の医療費の支給
- (3) 障害者自立支援法第58条第1項に規定する自立支援医療費の支給
- (4) 石綿による健康被害の救済に関する法律第4条第1項の規定による医療費の支給
- (5) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定により費用の負担が行われる医療に関する給付
- (6) 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法第4条第1号の医療費の支給
- (7) 難病の患者に対する医療等に関する法律第5条第1項の特定医療費の支給
- (8) 独立行政法人医療品医療機器総合機構法に規定する医療費の支給
- (9) 沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の医療費の支給
- (10) 健康保険法施行令等の特定疾病にかかる高額医療費の支給
 - ア 人工腎臓を実施している慢性腎不全
 - イ 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害
 - ウ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）
- (11) 高齢者の医療の確保に関する法律施行令第14条第6項に基づく給付であって後期高齢者医療広域連合の認定を受けている者に係るもの
 - ア 人工腎臓を実施している慢性腎不全
 - イ 血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害
 - ウ 抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）
- (12) 平成12年厚生省告示第195号に定める給付
 - ア 身体障害者福祉法第18条第2項の規定に基づく指定医療機関において市町村の委託により行われ医療給付
 - イ 「特定疾病治療研究事業について」による給付
 - ウ 「毒ガス障害者救済対策事業の実施について」による支給
 - エ 「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について」による給付
 - オ 「水俣病総合対策費の国庫補助について」による支給
 - カ 茨城県神栖町における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業要綱による医療費の支給
 - キ メチル水銀の健康影響に係る調査研究事業による研究治療費の支給